

# 法律家と言葉

弁護士 由井 照二

法律は数学ではない。だから、法律問題をコンピュータに入力しても正解はでない。裁判官は神ではない。だから、黙っていては真実はわかってもらえない。そこで裁判の場では、何が正義か、どのような権利を実現したいのか、何が真実であるのか、を言葉、文章で表現しなければならぬ。言葉、文章は自己の主張を裁判官に伝え、達成するための唯一の道具なのである。

この道具を使いこなすためには、まず、一つの言葉、文章は、一つだけの意味に理解されるようにしなければならない。肯定か否定か判然としないような曖昧な表現であってはならない。日本の法律家は当然、日本語で表現をする。しかも、一つだけの意味を有するよう、必ず、文章に主語をつける。英語の逐語訳のようになってしまう。また、誰が、誰に、いつ、どこで、何を、どうした、かが明らかな文章にする。日本語としての美しさや余韻のない「悪文」であるが、正確さを命としている。法律家の最初の修行はこのような文章の作成である。

さらに、裁判では、どのような事実であるか、その事実が真実であることの証拠は何か、その事実の評価はどうあるべきか、が明確に区別できるような言葉と文章を用いなければならぬ。事実を確定し、その法的評価を下し、判決を言い渡すのは裁判官である。自分だけで納得しても、それが裁判官に理解されないようなものであれば無意味である。事実と評価を区別

して表現することは、困難な作業である。事実というものを、それを客観的に基礎づける証拠というものを区別して表現することも、困難な作業である。欧米人が比較的にこの困難な作業を苦手としないのは、子供時代からの教育と生活の場に「ディベート (debate)」の機会があるためと思われる。ディベートは、言葉による戦いでもあるが、黒白をつける前に、事実と評価と証拠の区別が必要不可欠であり、それが裁判そのものの姿でもある。

法律家は、裁判で言葉、文章を使って格闘する。裁判では、「嘘らしい本当 (真実)」「と」「本当 (真実)」「らしい嘘」がでてくる。真実も裁判官に信じてもらえなければ嘘と同じである。そのため法律家は「本当 (真実)」「らしい本当 (真実)」「の表現ができない法律家は無能である。また、「本当 (真実)」「らしい嘘」の表現を見破ることのできない法律家も無能である。裁判官を理解させ、納得させるための言葉と文章は法律家の武器である。

このように、法律家の言葉と文章はクール (cool) でなければならぬ。ただし、それだけでは不足である。権利を守り正義を実現することの熱い情熱 (passion) が裁判官に伝わらなければならぬ。情熱は、人を動かす (感動) 最終かつ最高の力である。法律家は、この力も言葉、文章で表現しなければならぬ。